町の便り

発行所
愛媛県喜多郡
長濱町役場

印刷所　岸本刷印所

町議会

昭和三十二年度豫算決る

新年度予算を審議する町議会は去る三月十五日招集され決算承認議案外三五議案につき三月十九日迄慎重審議され一案が委員会附託經続審議とされたのみにて全議案、原案通り議決された。

町長施政方針並に説明

世はまさに神武以来の好景気と叫ばれ、日本經済の繁栄を寿く声が巷に聞かれる最良の時代であるようでございます。

しかし現在の日本経済が有史以来の好況であるかどうか。且つその拠つて立つところの基盤が果して確固不動のものとして再建されたや否やについては、多大の反省と検討を必要とするものでありますが、終戦直後のあの暗澹たる状態を顧みますとき、確に今日の日本は、その将来に明るい希望を託してもよい諸要素が発見されることは、皆さんとともに喜ぶべき現象であると言わねばなりません。

これと云うのも勿論、変転極わまりない国際情勢の推移が、わが国の經済界に好影響を与えたことは見逃すわけにはいけないところでありますが、それにもまして、わが九千万国民の一人〳〵が、あの終戦直後の荒廃しきつた国土に立つて頽廢堕落した当時の社会情勢を眺め、熱い後悔の涙とそして、強い過去への憤りから迸しり出た国を思う反省と自覚を以つて、新日本建設と云う国民的一大掛声のもとに孜々営々として流した、血の出るような汗の結果にほかならないことを忘れることはできないと思います。

まことに「窮すれば通ずる」とか、「天は自ら助けるものを助ける」とか古人は申しておりますが、戦後日本のこの十有余年間のわれ〳〵国民が体験しました困難と、そしてこれを克服せんとする捨身の国民的努力が、今日の日本をかくあらしめたことに想いを致しますとき、われ〳〵は転々感慨なきを得ないものがあるのであります。

さて翻つてわが長浜町の現状を見ますとき当町と致しましては、この神武以来の經済的活況も、中央と地方との地域差による時間的ずれとでも申しますか、余りその恩恵を蒙るようなところまでは、まだ行つていないようであります。

それどころか、当町は昨年五月、議員諸公のみならず、町民各位に対しましても多大の御配慮を煩わしまして、「地方財政再建促進特別措置法」、所謂「地財法」の適用を受けることになり、当町としましては正に画期的な、言わば非常事態に当面することになつたのでございます。

已むを得ざるそれ〴〵の事情により逐年累積されたものとは申せ、合併後の新長浜町が引継ぎました財政上の赤字負担は、まことに容易ならざるものであつたことは、皆さん御承知の通りでございます。

不肖私が、新長浜町の初代町長としまして、皆さんの御推輓を辱うし、その重責に在りますこと満二ケ年この間、合併後の大長浜町にふさわしい、規模雄大な行政を実施致しまして、新町二万町民の御幸福と御発展を希い願う積極精神は、私のこの体内に欝勃として沸つているのでありますがその反面、この如何んともしがたい財政上の赤字負担のために、私の抱懷する大長浜町建設の理想が、多分に制約せられて参りましたことは、衷心より残念に思つている次第でございます。

しかし幸いにも、この財政上の窮状は、当長浜町のみならず全国地方自治体に共通した現象でございましたゝめ、昨年国家によることゝなり、当町も率先、この地財法による財政再建の画期的方途を樹立したのでありました。

本法律の適用を受けるに当りましては、当初は賛否両論、あらゆる角度から種々なる御意見もございまして、しかも簡単に結論が出なかつたのは御承知の通りでございます。

これもひとえに、皆さんの熱烈なる愛町の精神の発露であると存じまして、私は心から感激しているものでございます。

御承知のごとく、この地財法による町財政の再建の問題は、考えようによりましては、将来の当町行政の運命を決する重大問題とも考えられましただけに、かつてない活発な論議が闘かわされましたことは当然のことでございます。

私としましては、大所高所より本町財政の実態を眺めまして、本町財政の現実は、今将に一つの危機に見舞われているものと判断致したのでございます。

そしてこの財政的危機を克服するためには、何を顧慮し、そして何を恐れることがあろうぞ、本町財政の窮状を率直にぶちまけて、折角の国の援助を受け入れることが、町発展の最短コースであると信じたわけでございます。

このことは、われ〳〵個人の実生活にも通ずる真理であると思つております。

逆説的な表現になりますが「逆境に生きて、逆境を逆境として意識する時代が同時にまた違大な事業と新たな時代の開始である」、と申しましても過言ではないと信ずるのであります。

「なんとかなるだろう」、と云つた現実に目を覆いその日暮しの安易なる楽観は最も危険であります。

それと同時にまた、安易なる絶望もこれに劣らず危険なものと思うのでございます。

当町は、皆さんと慎重な御協議を共に致しまして、本町財政の再建期間を十二ケ年とする、言わば苦肉の策により、この地財法の適用を受けることになつたわけでありますが、私としましては、このことにより、全く手放しの楽観を致しているわけではございませんましてやいさゝかも絶望も致しておりません。勿論この地財法適用下にあります期間中の当町行政の行手には、想像に余る困難が生起するであろうことは、もとより覚悟の上でございますぎ、それにもまして、その遙か彼方にはまた、ほのぼのとした明るい希望の光りが、この眼にはつきりと映ずることもまた事実なりと断言して憚らないのであります。

しかし、われ〳〵が重大な決意を以て採用致しました、町財政再建のこの手段方法のみが、将来の町の発展に対しまして、直線的に良い材料のみを積み重ねてくれるものとは考えてはおりません。

最も重要なことは、大長浜町建設の理想に向つて、ひとりわれ〳〵理事者のみならず、別して議員諸公のそして二万町民各位の、心からなる絶えざる御理解と御協力を得ることにより、各々がその義務と責任を分ち合つて「乏しきを憂えず均しからざるを憂える」、の平等互恵の精神を以つて事に処することが、たとえそこに、現実社会の歩みと同様に、迂余曲折があり、一進一退の遅々たる歩みでありましようとも、新しい町づくりの大事業を必ずや完成するであろう決定的要素たるものと信ずるものであります。

今更申し上げるまでもないことでありますが、民主々義下に於ける政治と申しますものは、原則と致しまして、それがいかなるものであれ、ある多数の一方の人々が協力し、他の少数の人々に反対して推進される行動であると云えましようだからと申しまして、民主々義の重要な点は、単に多数の政治と云う形式や手続きにあるのではなくしてその基本となるべき精神即ち何よりも、ひとりひとりの人間の自由と人格の尊重にあるのでありまして、それ故にこそ少数の意見を尊重する寛容の精神と、妥協の精神が極めて大切でありますことは申すまでもないことであります。

合併後三年目の、本日この重大な町議会に於きまして、私はこの精神を堅持致しまして、議員諸公の活潑な、そして忌憚のない御意見を拝聴さして頂きまして、当町行政の上に適確な御判断が下されますよう慎重なる御審議を得ることができますれば、私も最も光栄と存ずるところでございます。

るる申上ました如く今年度の予算は財政再建計畫に従つた所謂、骨格予算でございまして、何も新しい政策的の息吹もありません事を予め御承知置きをお願ひ致す次第であります。

乍然順次計画変更に依り種々の問題を解決して参りたいと思つて居ります。

今後私と致しましては、何と申しましても、産業発展の基盤と致します事に依つて歳入の増高を計ると云う観点に立つて今後は大いに総ゆる手を打つて行きたいと思つて居ります。

之には米麦増産として採種圃設置とか、農林道、索道の貫通果樹園の増反、乳牛の導入、築磯、漁礁設置等があると思ふのでありますが、之等に就いては産業振興対策協議会結成に依つて各地区毎に適合する施策を順次諮問して実施面に移して行きたいと考えております。

尚新町村建設法実施に伴ひ自治庁に於ては地方公共団体育成に付いて種々構想を練つて居られる様ですから之が恩典には第一便に乗り遅れない様に便乗方に手を打つて居る次第であります。

さて只今上程されました一般会計関連議案につき順次説明致します。

一般会計

本予算は去る二月二十四日本議会で議決されました再建計畫変更計画に基いて編成致しました骨格予算であります。

従ひまして町税、交付税等におきましては、実際には予算額以上増收となる事がはつきり予定されるのでありますが、次の機会に再建計画の変更申請をやりまして、然る後に出来る丈事業費に廻して事業を進めたいと考えております。

では歳出からその概要を説明致しますが、予算書中前年度予算とありますのは前年度当初予算が記載されておりますので、再建計畫と比較しても、御参考にもなりにくいかと存じます点御含みの上御聞取り願ひたいと思ひます。

以下三十一年度の再建基本計画と比較して申あげます。

議会費に於きましては、専任書記一名の人件費が増額となつております。

役場費では人件費で五〇万円、物件費で二三万円減額しております。

消防費、土木費は前年同額位で大した増減はありません。

教育費では人件費で三九万円、物件費で四四万円の減額となつております。

社会費では、人件費で九万円、物件費で七万円の増額となつております。

衛生費では、人件費六万円の増となつております。

産業費では、人件費一〇万円の減額、物件費では五万円の増額となつております。

財産費一五万円減額は、払下住宅の修繕費の不用額であります。

統計費、選挙費の減額は不用額を減額しました。

公債費五八〇万円の増額は再建債として昨年借入れた四五〇〇万円と退職手当〇として借入れた六〇〇万円の元利金支払び開始によるものであります。

諸支出金、繰上充用金は三十一年度決算赤字見込額であります。

これは計画上の赤字でありまして実際は赤字は出ない見込みであります。

才出合計七一八五万千六百九十円となつておりますでは之を賄う財源と言う事になりますが歳入にもどりまして説明を致します。

町税は六万円減額となつておりますが、之には国鉄その他の納付金が計上してありませんから、実際は三〇〇万位増收の見込であります。

然し所得税千億減税に伴う地方税法改正が予想されますが、自治庁の指示により、前年の実積程度で計畫しておるのであります。

交付税は九〇万円減額となつております。

これも改正される事になつておりますが、自治庁の指示により最低額を計畫しております。

寄附金は事業費予算との関連に於いて計上したもので収入の確定したものではありませず全くの計畫予算であります。

其の他の收入につきましては前年と略ぼ同額であります。

繰上充用金は三十二年度末に赤字が残る計画の額を計上して收入のバランスを合した次第であります。

以上款別に申上げましたが、要約致しますと、歳入に於ては、前年の基本計畫中交付税が九〇万円程減收となり、国の利子補給が、六〇万円程増收となつております。

歳出では、人件費節約六七万円、物件費節約五〇万円、此の收支差引八七万円を以つて三十一年度末赤字二八一万円を、三十二年度末一四〇萬円に減して行くと云ふ計畫であります。

重ねて申上げますが当初予算はあくまでも骨格予算であります。

この骨格予算に肉をつけ血を通はすのが之からの務めであると考へておりますので、補助確得その他に大いに努力致しまして再建計画を変更し順次事業費をおり込んで行きたいと、考へております。

建設事業特別会計

本会計予算は昨年五月本議会で決議されました財政再建計画をそのまゝ計上した全くの計畫予算であります。

従ひまして、こゝに記載しておる事業は必ず実施すると決定したものでもなく又記載されていない事業でも重要事業は実施するにやぶさかではありません。

建設事業につきましては今後の財源の見通し、国なり県なりの補助の認承によつて決定するものであります。

機会ある毎に県並びに本省に向つて各種事業の認承方を陳情しておりますので実現可能なものから皆様方とも協議致しまして実行予算に組み替へて行きたいと考へております。

三十二年度事業として陳情しつゝあります事業は種々ありますが産業面から申上ますと、農村道、索道新設、町単果樹園芸、水産河川利用ノリ増産港湾、上下水道、漁港、更生施設でありまして、上京の都度夫々手を打つておりますので全部とは行きますまいけれど何程か期待しておる次第であります。

建設事業特に税のはね返りとなる生産効果の上る事業はどん〳〵やつて行きたい意慾に燃えておるのでありますが、残念ながら本町財政に限度がありまして思うにまかせず極力消費的経費を節減して事業費に充当しておる次第であります。

斯様な事情でありまして二十九、三十年度の継続事業の中から県とも協議の結果、余裕財源とにらみ合して適当に記載したものであります事を御承知の上御審議をお願ひ致します。

國保特別会計

国民保険施設につきましては町民の利用率は極めて良好でありまして、町民の健康の保持増進上洵に喜ぶべき現象であります。

従びまして、三十二年度予算給付費においては三十一年度予算より二七六萬円増の二八一〇萬円見込んでおります。其の他の事務費保険施設費は前年度と同額程度を計上しております。

財産費は予算の立前上計上しておりますが、本町の如き赤字会計では実際に積立金とする予猶は生れません。

公債費は三十一年度赤字見込四五〇萬円と年間の連営資金一〇〇萬円計五五〇萬円の短期借入金利子を見込んでおります。

諸支出金中県の国保連合会負担金は半額程度に引下げました。繰上充用金は三十一年度末赤字見込額であります。

才出総額三七〇四萬二千百円であります。

これに対する收入

保険税一二六〇萬円、一部負担金一二七九萬円、国庫補助九八四〇円はいづれも給付費二八一〇〇円を基礎としての才入見積りでありまして、三十一年度に比し保険税の増額も、町民が保険を利用し健康度の向上に大きな役割を果しておりますます事を考へます時に、万已むを得ぬものと存じます

一般会計からの繰入金は前年同様一七五万円を繰入れる事としております。

県費補助は見込がないので本年は見込んでおりません。

以上簡単に概要を申上げましたが御質問に応じ詳細は担当者より説明さす事と致します。

第一期固定資産税

納期は

◇四月二十五日です

完納に御協力下さい

「愛媛縣収入証紙」売捌所の指定

県へ納める犬税、使用料（免許、許可登録、交付、試験等）は収入証紙で納める事に改められ、その証紙売捌所に、長浜町役場が指定されましたから、本庁及び各出張所で買い求めて下さい。

昭和三十二年四月一日から

昭和32年度一般会計歳入歳出豫算

歳入		歳出	
1 町税	27.909.000	1 議会費	1.341.100
2 地方交付税	27.575.000	2 役場費	14.143.160
3 財産収入	24.590	3 消防費	1.752.130
4 使用料及手数料	4.928.000	4 土木費	1.483.240
5 国庫支出金	3.820.000	5 教育費	10.061.360
6 県支出金	1.034.000	6 社会費	3.422.140
7 寄附金	3.700.000	7 衛生費	1.875.420
8 繰入金	63.000	8 産業費	3.001.970
9 繰越金	100	9 財産費	409.090
10 雑収入	1.345.000	10 統計費	50.000
11 繰上充用金	1.406.000	11 選挙費	82.000
		12 公債費	23.003.000
		13 諸支出金	10.686.000
		14 予備費	544.080
合計	71.854.690	合計	71.854.690

四月農林作業

◉水稲

品種の選び方

毎年どの農家も本年の植付品種の選択に迷はれる事と思います。唯思いつきで品種を選択していたのでは災害又は病虫害でていで思はぬ減収をしたり農作業上労力配分等で困ります。

それで人の話しで飛びついても特性、日照、地力等を考えずに作つたのでは失敗します。

では水稲品種を選ぶ場合どの点を考慮すれば良いかと言うと

(1)其の土地に応じた熟期草状の品種であること

当地区は複雑な地帯である関係上、気象条件、土壌条件が異なり、それに応じた熟期でなくてはならない極端な早熟、晩熟ではその品種の特性が発揮出来ない普通葉数の多い程増収性が高いが晩性種程葉数が多いので気象条件が許せば晩生がよい事になる而し昨年の如き年には当町では晩生程被害多く減収であつた様に思はれたので注意しなければなるまい。

草状も同様に気象条件、土壌条件により異り、秋落地、山間部では穂重型が有利で肥沃地では穂数型が有利である。

(3)耐災性の高い品種であること

稲は比較的栽培容易な作物であるが反面年々歳々災害を受ける事が多い、旱害風水害、塩害、又病虫害、イモチ、白葉枯病、二化螟虫、稈蠅等に強い品種を選択しなければならない。

(3)經営に調和した品種であること

農業も段々と多角化と收入の平均化、現金支出の節約等から自家労力を有効にすることが必要である。

そのため品種選択も前作他作、果樹、副業等を考慮し早、中、晩の組合せによる刈取期の調和等又早期栽培等によるそれぞれ經営に調和された栽培に改める必要がある。

(4)種子更新を図ること

種子は毎年自家採種の種子を利用していると年に減収する。三年以上も連続すれば一割五分～二割位も減収するから同品種を栽培する場合でも採種画で生産された種子を播種することも増収上大切なことである。

◉甘藷

品種の選び方

甘藷の品種は味や形は良いが收量の少いもの、收量は多いが澱紛含量の少いもの、又晩生に過ぎるもの、栽培条件に敏感なもの、病虫害に弱いもの、貯蔵のむつかしいもの、苗作りの困難なもの等色々な品種があつて、必ずしも各地の風土にふさわしいものばかりではないから栽培地の風土と品種の特性をよく検討し、その土地によく適合した品種を選ぶことが必要である中でも風土に対して鋭敏でない品種、云い変えれば作りやすい品種を選ぶことが最も大切である。

1 植付時期が遅れても收量の減り方の少いもの

2 窒素肥料は対して適応性の大きいもの

3 根が藷に太りやすい性質を持つているもの

苗作り

甘藷は苗の良否が大きく收量を左右するから良苗を得る様最善の努力が必要である。

苗をいやら立派に作つても植付時期が遅れるど收量が著しく減少するから良苗を適期に生産しないと意味がなくなる。此の条件を完備する為には温床育苗が最も理想的である。

冷床でもビニール又は保温紙を用いれば一週間位早く苗を採取出来る。

種藷には病気のない健全なものを用い黒斑病発生地帯では温湯消毒を行う。

種藷の大きさは一個三十匁位から百匁位迄が適当と思はれる。

当町での植付時期は五月下旬から六月中旬迄が良好である。

◉養蚕

一、桑園

1 緑肥收穫

緑肥は大体開花期を最良とするが桑樹に支障を来す時は直ちに收穫する。

收穫後半乾し畦間の中央に溝を堀り其の中に入れ、上に石灰（生草量百貫に対し約五貫匁程度）撒布し覆土する。

2 解束

遅過ぎると新芽を損ずるから他作業終了後直ちに之を行い藁及び縄は害虫駆除の目的を以つて埋込るか焼却する又凍霜害の慮ある年柄又は地方は之を遅らすこと。

3 桑園の石灰施用

桑園には石灰を入れなければ桑自体や蚕児の病気が出来易いので桑芽発育時迄に施用すること。

4 蚕室蚕具の消毒

一、蚕室、蚕具の洗滌

薬剤消毒を行う前に蚕室蚕具に附着している病蚕の死体や排泄物を塵挨と共に洗い流す。

二、ホルマリン消毒

洗滌が終れば蚕室内に蚕具類を全部持込み出入口を残して目張りを行いホルマりん（二%）液（水一斗にホルマリン約四合七勺）にて十二帖敷の室て稀釈液五～六斗を噴霧器で蚕室、蚕具の隅々迄充分したゝる様撒布する。撒布終了後は直ちに蚕室内に保温を行ない（F七十五度以上にする）出入口を密閉しホルマリンガスが逃げない様にする。

消毒後二十時間（約一昼夜）後室を開放して風乾する。

◉柑橘

一、接木作業

苗木育成の為の切接、不良系統更新の一芽腹接及び高接、樹勢の維持増進の根接等を左に依り行つて下さい。

(イ)切接（苗木育成）

四月十日～二十五日（砧木の芽が五～六分伸びた頃

二、高接（不良系統の更新）

高接。一芽腹接

四月下旬～五月上中旬

但し切接は秋九月中旬～十月上旬の二期あるが春の方が成績が良い。

三、移植

成木の間伐移植は前持つて根廻しをしておき発芽直後に移植する又梅雨期でも良い。

第一回　四月上旬

第二回　六月（梅雨期）

成木の移植には日焼防止剤を塗布する。（石灰乳）

調整法

生石灰を湯で溶かし水を加えて石灰乳を作り之に小麦粉を沸かして糊にしたものを入れ攪拌し之に食塩を加える。殺虫剤は一番後で加える。

◎夏柑の剪定

夏柑は收穫收量後直ちに行う。夏柑は温州と幾分趣を異にし結果母枝は温州に比し稍短いものに良く結果する（三寸～五寸）従つて切返しは絶対さけ間引剪定のみとする。特に風害の多い所は出来るだけ軽く行う

アブラ虫の駆除

アブラ虫の駆除は早目にマラソン二〇〇〇倍液を撒布する。

昭和三十二年度 國民健康保険事業計画について

「一年の計は元旦にあり」と申しますが国民健康保険では「一ケ年の計画は過去の実績にあり」と云うことになると存じます。昭和三十一年度の計画を立てた時には自分の町の実績がありませんので全国平均、全度平均、他町村の数字等を参考として計畫致しました。その為実際に測せぬ点が若干ありまして歳入に欠かんを生じ次年度の収入を繰上げて決算を行はねばならない状態となつた事に就いては先々月の町の便りで申上げた通りであります。

繰上を要する額は五月の末にならねば確定致しませんが二月末の現況によつて推計しますと一応四百五拾万円程度に成る見込でありますがこの裏付財源は保険税滞納繰越五八万五千円、一部負担金滞納繰越二百二万八千円、国庫補助精算交付金百六五万三千円計四百二六万六千円、不足額二三万四千円は新年度の保険税を充当する事に成ります。だから昭和三十一年に於いては相対的には一度応四百五拾万円が赤字となつて居ますけれどもそれにば裏付けとなる特定の財源がありますので絶対的赤字は二三万四千円と云う事に成る訳であります。

次に昭和三十二年度の計畫は以上の三十一年度の実績を基礎として樹てる訳であります。「入るをはかつて出るを制す」と云うのが会計の要諦とされて居ますが保険事業についてのみは其反対で「出するを積つて入るを計る」と云う事に成る訳でありまして三十二年度中に必要とする療養給付の見積が計画樹立の根幹となります。三十一年度の受診率は大体三百十五、五%程度に落付く見込みでありますが十二月一月の近来にない流感の影響もありますので三十二年度は自然な状態に於ける受診率の増加を考慮して受診率は三一五・三%一件当りの平均点数は五十一点強と云う事で現在の被保険者数を基礎として積算し其の他の経費は総て前年度と同額程度或は減額して計上を行つた結果其総額は約三千七百万円と相成りこれを昨年度の当初計畫と比較すると六百弐拾万円の増加となつた訳であります この歳出総額並にそれに対応する歳入計畫と次の通りになります。

保険給付費総額	二八一万七千五百円	七五、八七%
前年度繰越充用額	四五〇万円	一二%
公債費		一、三%
保健施設		三、〇%
役場費		三、五%
納税奨励費その他		二、七三%
予備費		一、六%
計		一二、一三%
一般会計繰入金		五%
保険税	一二六万三千円	三四%
一部負担金	一二七九万三千円	三四、五%
国庫補助金	九八三万九千円	二六、五%

歳出では全体の七五、八七%が本年度の保険給付費になつて居ますが前年度へ繰上充当した分四五〇万円も殆んどが保険給付費ですから両方合せば八七、八七%が保険給付の費用で残り一二、一三%が図示の割合で役場費その他に夫々割振られて居ります。

歳入については、保険税、一部負担金、国庫補助金、一般会計繰入金の四種であります。国庫補助金、一部負担金については療養給付に対する一定率が法定されて居るので給付費に比例して増減しますが一般会計繰入金は地財法の関係もあつて昭和三十四年度まで一定額に制限せられ増額は認められません。従つて保険給付費－（国庫補助金十一部負担金）＝保険税となる訳であります。

この保険税を一世帯平均すると三三四八円になりますが最低の世帯は年額八八〇円最高で四万円となります固定資産税割町民税の所得割額の決定は七月に行いますので均等割額は世帯割六七〇円、被保険者一人当り二一〇円となります。昨年度に比べ相当大巾な増額で被保険者の皆さんに随分苦しい思いをさせることと思いますけれども保険の利用が多くなりそれに対応する増額で有ますので其点御理解下さつて充分な御協力を御願申上る次第で御座います

◉三十二年度 固定資産税と納期前納付

昭和三十一会計年度も三月三十一日を以て終了致しました。四月は昭和三十二年度固定資産税第一期分の課税月です。本年度の固定資産税は土地、家屋の異動のあつた方以外評価格そのものは三十一年度からの据置きになつていますから、税額も昨年と同じであります。

さて月末の納期に第一期分を納付していたゞく訳でありますが、税法に定められた納期前納付の報償金がございますので左記の率で交付されます。よく御覧の上で余裕のある方は御利用して下さい。

納期前納付の報償額

（納期の前の月数に応じて月一分）

第一期	四月	〇ケ月分	〇
第二期	七月	二ケ月分	二分
第三期	十二月	七ケ月分	七分
第四期	二月	九ケ月分	九分

猶納税組合員の方でその組合が第一期に於て完納された場合は五分の完納報償金も同時に全額に対して交付されます。

滞納分については、本町が地方財政再建団体である関係上、延滞金日歩三銭、延滞加算金日歩三銭、合計六銭の割で厳密に徴収されます。この点充分に御勘案下さつて、納期内に完納して町再建に御協力下さるよう御願い致ます。

長浜國民健康保険 運営協議会委員改選

国保運営協議会規約第三条に依り、去る三月十九日町議会の議決を経て今回左記の通り改選委嘱されました。

記

一、被保険者代表（八名）

小野　重広　長浜
竹内時次郎　〃
中見　富隆　喜多灘
水沼　宗六　櫛生
井上　勉　出海
菊地　伝三　大和
池田麟太郎　〃
三秋　俊雄　白滝

二、療養担当者代表（七名）

鮫島　巌　直診一般
耳塚　千秋　一般
田中　操　〃
中村新一郎　〃
菊地　敏行　〃
岡田　岩夫　〃
稲田　静　歯科

三、公益代表（八名）

赤穂　直城　長浜
矢間　善男　喜多灘
河内作右衛門　櫛生
尾崎　運衛　長浜
本田重太郎　出海
村上　惟一　大和
泉　伯　白滝
門田　豊市　長浜

計　二三名

尚任期は二ケ年となつております。

★　★　★

町の日誌

三月一日　町議会総務委員会開催
三月五、六日　町会計監査
三月十一日　町婦人更生会開催
三月十三日　町教育委員会開催
三月十四日　戦没者慰霊祭
三月十五、六、八、九日　定例町議会開催
三月二十日　町農林漁業指導者会議開催
三月二十一日　町連合青年団春季総会開催
三月二十二日　長浜地区委員会開催
三月二十五日　町教育委員会開催
三月二十七日　櫛生、出海地区委員会開催
三月二十八日　町四Hクラブ総会開催
三月二十九日　長浜地区暴力追放座談会開催　大和、喜多灘地区委員会開催
三月三十一日　長浜婦人会総会開催　白滝地区慰霊祭

戰没者慰霊祭

今年度より戦歿者慰霊祭は各地区別に執行されることゝなり去る三月十四日には出海地区で五五柱の英霊を浄明寺の祭壇に又三十一日には白滝地区で一二六柱の英霊を西龍寺の祭壇にそれぞれお迎へし遺族を始め来賓並に地区民多数参列しめやかに執行された。

無言の帰還

岩井次作さん
綿井正志さん

戦後十幾星霜の間消息不明であつた長浜町白滝、陸軍伍長岩井次作、沖浦、陸軍上等兵綿井正志両氏の英霊は去る三月七日それぞれ遺族の胸にいだかれ懐しの故山に帰還された。

今年の就学児童

学校名	小学校	中学校
長浜	二三九	一九七
青島	三〇	二一
喜多灘	二九	二三
櫛生	五三	三六
出海	三九	二七
大和一	五六	四八
〃二	四二	三四
白滝	四九	六九
柴	三二	
戒川	一九	
計	五八八	四五五

犬を飼つておられる方へ

犬の所有者は毎年四月一日現在で犬の登録を申請して鑑札の交付を受けなければならないことは、すでに御承知のことゝ思います。

恐るべき狂犬病から公衆を護るため是非必要なことですからお忘れなく四月末日までに町役場へ登録の申請をして下さい。

犬の所有者は、犬税と犬の登録について手数料をお納め願はなければなりませんが、昭和三十二年度分は便宜犬の登録申請の際その申請書に「犬税五百円」と「登録手数料三百円」それぞれ県が発行した収入証紙をはつて納付していたゞくことゝなりました。

収入証紙は近くの役場か各地区の出張所でお買い求め下さい。

公営住宅入居者 選考委品決定

任期満了に伴ふ公営住宅入居者選考委員として次の方々が去る町議会において同意決定された。

◎議会議員（九名）

長浜　赤穂直城
〃　浦上愛明
〃　藤沢梅太郎
〃　二宮金之助
喜多灘　津田利広
櫛生　松本垣生
大和　稲田政光
白滝　後藤忠雄

◎学識經験者

長浜　大野雅幸
喜多灘　山根カヨ子
櫛生　田中忠登志
出海　池田喜美雄
大和　山口諦議
白滝　山下晃

出生と死亡

▼出生

本庁分

明智　訓一　長男　章師
播本　亮　長女　まみ
高沢　順一　三男　明
紙本　峯雄　三男　政則

櫛生分

高屋　巧　長女　勝恵
大森　辰夫　三女　香
山路　光寿　長男　年春
西田　呂光　長女　一美

出海分

鈴木　佳照　三女　朝子
浜川　増夫　二男　義秀
坂田　郷夫　長女　雪子

大和分

尾上　敏行　二男　正志
藤田　栄一　三女　勝子
大津　嘉幸　長男　一
松田　重高　二男　重纎
大津　道忠　長女　尚子
城元　正信　三女　伸次
藤江　崇　長男　崇仁

白滝分

窪　武夫　長女　真理子
坪内　重雄　二男　義和
畑内　義幸　長女　喜和
一宮　泰忠　長男　真喜男
山本吉三郎　二女　恵子
坪内　幹男　二男　康浩
武知　和道　長女　初美
佐々木　昭　二女　和美
山下　己次　長女　千恵美
久保　隆義　二男　真一

▼死亡

本庁分

宮浦　啓輔
久保トラヨ
松田三喜太郎
矢野鉄太郎
水沼　武男

喜多灘分

矢間真知子
北山　京子

櫛生分

池本　嘉助
増田アイノ
大野　道利

出海分

松前　ヨナ
畑中和四郎
鈴木　ワキ

大和分

河田友三三
大津　一
久保　テイ
城元　信達

白滝分

山下芳太郎
大西マスヨ
奥野　ソノ
大野久太郎
油　モモエ
山本長太益
谷本アヤメ